

（Ⅱ）飼料生産拠点育成地区推進事業

第1 趣旨

要綱別表3のⅡの1の飼料生産拠点育成地区推進事業（以下（Ⅱ）において「推進事業」という。）の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

第2 飼料自給率向上協議会

1 推進事業に係る要綱第5の1の（1）及び要綱別表3のⅡの1の事業実施主体の欄の生産局長が別に定める飼料自給率向上協議会（以下（Ⅱ）において「協議会」という。）が満たすべき要件は次に掲げるとおりとする。

（1）市町村、農業関係機関（都道府県出先機関、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、農業委員会等）、生産者、本事業における取組に参加する飼料生産受託組織並びに流通業者、研究者及び経営管理等に関する各種専門家等により協議会が構成されていること。

このうち、市町村は必須の構成員とする。なお、協議会の範囲が複数の市町村にまたがる場合には、該当する全ての市町村を構成員とする。

また、要綱別表3のⅡの2の飼料生産拠点地区整備事業（以下（Ⅱ）において「整備事業」という。）を実施する場合にあっては当該事業の事業実施主体を必須の構成員とする。

（2）推進事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。

（3）協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 協議会は、必要に応じて議決権を持たないオブザーバーを置くことができるものとし、オブザーバーは、会議に出席して意見を述べることができる。

第3 飼料自給率向上プログラム等

1 飼料自給率向上プログラムの策定

事業の実施に当たり、協議会は一定の生産規模を有する産地を地区単位として、生産技術力の強化、販売企画力の強化、人材育成力の強化その他の取組を内容とする飼料自給率向上プログラム（以下「プログラム」という。）を別記様式1号により策定するものとする。

また、要綱別表3のⅡの1の補助要件の欄の1の生産局長が別に定める内容とは、飼料自給率等の成果目標、事業実施期間、飼料作物生産・利用の現状及び目標、事業の実施方針、年度活動計画、活動評価と改善の内容その他別記様式第1号に掲げる項目とする。

2 事業実施期間

要綱第3の1の生産局長が別に定める事業実施期間は、新規にプログラムの承認を受けた年度から翌々年度までの3年間以内とし、新規にプログラムの承認を受けることができる期間は、平成24年度までとする。ただし、第8の1の(1)のオの取組については、1年間限りとする。

3 事業の成果目標

- (1) 推進事業、整備事業及び要綱別表3のⅡの3の飼料生産拠点育成地区リース事業（以下(Ⅱ)において「リース事業」という。）の成果目標については、本事業を実施する地区における飼料自給率の増加目標及び飼料作物の産地収益力の増加目標（飼料作物生産額の増加目標額及び生産コストの縮減目標額を合計したもの）を指標として設定するものとする。
- (2) 要綱第4の2の生産局長が別に定める成果目標の目標年度は、平成27年度とする。

4 プログラムの承認

- (1) 協議会は、1により策定したプログラムを地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下(Ⅱ)において同じ。）に原則として当該協議会が存在する都道府県の地方農政事務所を経由して提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) 既にプログラムの承認を受けて、地区推進事業に取り組んでいる産地において、推進事業の2年目又は3年目に、整備事業若しくはリース事業又は推進事業の取組を追加して実施しようとする場合には、協議会はプログラムを変更し、成果目標を上方修正しなければならない。
- (3) プログラムの変更は、(1)に準じて行うものとする。ただし、成果目標の引き下げを伴う変更については、災害その他やむを得ない理由がある場合を除き、認められないものとする。

第4 事業実施計画

- 1 協議会は、要綱第5の1の(1)に基づき推進事業の事業実施計画（以下「推進事業計画」という。）を、別記様式第2号により作成するものとする。
- 2 1の推進事業計画は、次の要件を満たすよう作成するものとする。
 - (1) 酪肉近代化基本計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年6月14日法律第182号）第2条4項に定める市町村計画をいう。）、地域水田農業ビジョン（水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）第3の2に規定する地域農業水田ビジョンをいう。）、等事業実施市町村を対象とした地域の振興を図る他の計画等との整合が図られていること。
- 3 要綱第5の3の(3)の生産局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。
 - (1) 要綱別表3のⅡの1の事業内容の欄の1の(1)から(4)までの取組のうち、いずれかの中止又は廃止
 - (2) プログラムの変更に伴う推進事業計画の変更
 - (3) 補助事業費又は事業量の3割を超える変更

第5 事業の承認及び着手

1 地方農政局長等の承認

(1) 地方農政局長等は、次の要件を全て満たす場合に限り、要綱第5の2の推進事業計画の承認を行うものとする。

ア 要綱別表1の補助要件の欄に掲げる要件を全て満たしていること。

イ 推進事業の実施により成果目標が達成されることが見込まれること

ウ 成果目標の設定の根拠となった飼料作物の生産額の増加目標額及び生産コスト縮減相当額の合計と成果目標の達成のために必要となる産地の事業費を比較した場合に、その効果が全国的見地から見て高いと認められること。

(2) 地方農政局長等は、(1)により推進事業計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける協議会に対し、別記様式第6号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の協議会に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

(3) 地方農政局長等は、(2)の承認の通知に当たっては、整備事業の事業実施計画及びリース事業の事業実施計画の承認と併せて、通知するものとする。

2 事業の着手

(1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、協議会は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により、地方農政局長等に提出するものとする。

(2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、協議会は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。

また、この場合において、協議会は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、協議会は、交付決定前に事業に着手した場合には、交付要綱第4の規定による申請書（以下「交付申請書」という。）の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(3) 地方農政局長等は、(1)のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう協議会を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第6 事業実施状況の報告

1 要綱第6の1に基づく事業実施状況の報告は、プログラム承認年度から目標年度の前年度までの間、別記様式第4号により、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに

行うものとする。

- 2 地方農政局長等は、1の事業の実施状況報告の内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断される場合等には、協議会に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第7 事業の評価

- 1 要綱第7の1に基づく協議会による事業評価及びその報告は、別記様式第5号により行うとともに、目標年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。
- 2 要綱第7の2に基づく地方農政局長等による評価は、要綱第7の1に規定する協議会の事業評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けた取組の実施状況に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、協議会に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 3 地方農政局長等は、要綱第7の1により提出を受けた事業評価シートの内容について、関係部局で構成する検討会を開催し、別記様式第7号によりその評価を行うものとする。

なお、検討会の開催にあたり、事業評価シートの内容を確認するとともに、必要に応じ協議会から聞き取りを行い、評価結果を取りまとめることとする。

- 4 地方農政局長等は、生産局長に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。
- 5 地方農政局長等は、事業評価の結果について、速やかに公表するものとする。なお、公表は、別記様式第7号により行うものとする。
- 6 目標年度において、以下のいずれかに該当する場合、地方農政局長等は当該協議会に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第8号により提出させるものとする。
 - (1) 成果目標が達成されていないと判断される場合
 - (2) 整備事業により導入した施設等の利用率又は稼働率のうちいずれかが計画に対し70%未満の状況が3年間継続している場合
 - (3) リース事業により導入した機械の利用率又は稼働率のうちいずれかが計画に対し70%未満の状況が3年間継続している場合
- 7 地方農政局長等は、6により協議会を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを生産局長に報告するものとする。
- 8 地方農政局長等は、当該取組終了後、協議会に対し再度事業評価シートを提出させるものとする。

第8 事業の内容

- 1 要綱別表3のⅡの1の事業内容は次のとおりとする。

(1) 地区推進の事業内容

協議会は、事業実施期間中、次のアに掲げる項目について、毎年度検証し、飼料自給率の向上に向けた取組を着実に推進するとともに、次のイからオまでに掲げる

取組のうち、少なくとも毎年一つ以上の取組を実施するものとする。

ア 本事業の推進に当たり毎年実施すべき検証項目

(ア) プログラム内容や事業実施計画の妥当性

(イ) 飼料自給率の向上に資する地域資源（もの、人、情報）の探索や活用状況

(ウ) 飼料自給率の動向

(エ) 共同利用施設・機械の効率的な利用に係る体制のあり方

(オ) 本事業による取組内容や成果を広く周知するための手段

イ 自給飼料及び自給飼料を活用した畜産物の品質調査等による品質・収量改善の取組

自給飼料生産拠点の自給飼料の生産状況及び品質調査を実施し、自給飼料生産拠点の自給飼料の生産状況、品質の改善及び取引価格、流通量の拡大を図る取組を実施する。

ウ 需要者理解醸成に関する取組

生産拠点における自給飼料及び自給飼料を活用した畜産物に対する需要者理解の醸成のための需要者ニーズ調査、シンポジウムの開催等を実施する。

エ 人材育成力強化に関する取組

飼料生産組織の経営の高度化、自給飼料の広域流通、放牧の推進を担う者を対象とした税制や経理手法等に関する研修等、経営感覚や生産技術に優れた生産者を育成するための取組を実施する。

オ 放牧実施体制整備推進の取組

次の要件をすべてを満たす者が、策定された計画に基づく放牧の拡大を図るために必要な家畜運搬体制または家畜の衛生管理体制等の確立を図るための取組を実施する上で必要な経費への支援を実施する。

(ア) 事業開始前年と比較して、放牧により活用する面積又は放牧家畜（牛に限る）の頭数もしくは日数が拡大し、かつ飼料自給率の向上が見込まれること。

(イ) 放牧により活用する総面積が、おおむね0.5ha（北海道にあっては1ha）以上であること。

(ウ) 放牧により活用する大家畜の総頭数が5頭（北海道にあっては10頭）以上であること。

(エ) 適正な放牧面積及び頭数を確保し、原則として年間60日以上放牧を行うこと。

(2) 基本的な取組の実施基準及び補助対象

要綱別表3のⅡの1の補助要件の欄の(6)の生産局長が別に定める基準等は、次に掲げるとおりとする。

ア (1)のイの自給飼料及び自給飼料を活用した畜産物の品質調査等による品質改善の取組において補助対象とする経費は、地域の自給飼料の生産状況調査費、畜産物、粗飼料及び土壌の分析費、自給飼料及び畜産物の価格調査並びに需要者ニーズの把握のための調査等品質改善のために必要となる経費であること。

イ (1)のウの需要者理解の醸成のための取組において補助対象とする経費は、生産者と実需者（畜産物の消費者を含む。）との交流に必要なシンポジウムの開

催及び外部講師を招へいするための旅費等需要者の理解醸成を図るために必要となる経費であること。

ウ (1) のエの人材育成力を強化するための取組において補助対象とする経費は、税制等に関する外部講師を招へいするための旅費及び謝金、技術講習会を開催するための会場借料や資料作成費等、当該産地において人材育成を強化するために必要となる経費であること。

エ 放牧実施体制整備推進の取組

(1) のオの放牧実施体制整備推進の取組において補助対象とする経費は、家畜運搬、衛生管理、放牧資材リース料及び保険料等の放牧を拡大するための実施体制整備推進に必要な経費であること。

2 推進事業において補助対象となる経費は、推進事業に直接要する別紙1の経費であって推進事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。なお、その整理にあたっては、別紙1の費目ごとに経費を整理するとともに、特別会計等の区分整理を行うこととする。

また、次の取組は補助対象としない。

- (1) 国の他の助成事業で支援を受け又は受ける予定となっている取組
- (2) 飼料自給率の向上を主目的としない取組
- (3) 特定の個人又は法人の資産形成若しくは販売促進につながる取組
- (4) 畜産物の生産費補てん（生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償
- (5) 販売促進のためのPR活動に資するポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会等の開催

第9 他の施策との関連

1 環境と調和のとれた農業生産活動

事業実施主体は、第8の1の(2)のエの事業を実施する場合は「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、事業参加者から点検シートの提出を受けること等により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

2 配合飼料価格安定制度の安定的な運営の確保

第8の1の(2)のエの事業の事業参加者のうち配合飼料を購入している畜産農家等及び当該畜産農家等を構成員としている者（以下「畜産経営者」という。）は、配合飼料価格安定対策事業実施要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金（以下「基金」という。）の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する基本契約及び毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結を継続するものとする。また、前年度末時点において基金との契約を締結していない畜産経営者にあつては基金との契約を締結するよう努めるものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、推進事業の実施につき必要な事項については、生産局長が別に定めるところによるものとする。

別紙 1

飼料生産拠点育成地区推進補助対象経費

飼料生産拠点育成地区推進事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な「試験・調査」に係る備品及び放牧関連機器等の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、協議会による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場、放牧関連機器等の借り上げ経費	
	保険料	放牧事業を実施するに当たり、周囲に損害を与えた場合の保険料	

	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	・ 原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・ C D－R O M等の少額な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な器具等	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席または技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること

		助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工、運搬等を専ら行う経費	
雑役務費	飲食費	事業を実施するために直接必要な会議を開催する際の茶菓代の経費	・会議におけるお茶・コーヒー等簡素なものに限り、弁当は認めない。
	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

1. 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
2. 支払が翌年度となる場合
3. 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合